厚木市文化芸術振興条例 逐条解説



平成25年1月 市民協働推進部 生涯学習課

1 文化芸術が果たす役割の重要性

文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いを与え、豊かな感性を養い、創造性を高めるとともに、異なる文化的背景を持つ人々の交流や相互理解を促し、人と人とをつなぐ上で重要な役割を果たしています。

また、近年、市民の価値観や生活意識は大きく変わり、物の豊かさだけではなく、心の豊かさや生きがいのある充実した生活が求められてきており、潤いのある心豊かな暮らしを実現するためには、こうした文化芸術の力が必要です。

文化芸術に親しみ、活動し、また新たな文化芸術が創造され、次代に継承されることは、市民一人一人の誇りとなり、本市への愛着につながります。

このように文化芸術は人々に多くの恵沢をもたらし、心豊かな活力ある地域社会を築いていく上で重要な意義を持つものとされています。

本市においては、文化芸術の果たす重要な役割や意義を十分に認識した上で、 市民が誇りと愛着を持つことのできる文化芸術の振興を図り、将来にわたり発展 していくため、文化芸術の振興をより一層推進します。

2 文化芸術振興条例を制定する意義

- (1) 本市では、自治を推進する上で最も尊重すべき条例である「厚木市自治基本条例」を平成22年12月に制定し、自治の基本理念として「人と人との絆を大切にする自治」、「協働による自治」、「自然との循環と文化を大切にする自治」を定めています。この条例では、自治基本条例の基本理念「文化を大切にする自治」、自治の基本原則の一つである「文化の継承及び創造に努めること」を明確にし、実効性のあるものとします。
- (2) 本市では、第9次総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画として、平成21年3月に「厚木市文化芸術振興プラン」を策定しており、「人・まち・自然が響きあうあつぎ文化を創造する」を基本理念として掲げ、3つの基本方針とその取組の方向を示し、様々な施策を展開しています。この「厚木市文化芸術振興プラン」の実効性をより一層高めるために条例を制定します。
- (3) 国では、平成13年に「文化芸術振興基本法」を制定しており、地方公共団体は、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することを規定しております。

このことを踏まえ、本市においては、文化芸術の振興に関する基本的な事項や市・市民・文化芸術団体の役割等を明確にし、総合的かつ計画的に施策を推進するため法的な整備を図ります。

3 文化芸術の対象

文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)においては、芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術)、伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能)、芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)など例示されている分野だけでなく、例示されていない全ての文化芸術の分野を対象としています。

この条例においても、文化芸術振興基本法と同様としています。

4 文化芸術振興条例の特色

- (1) この条例の目的に「人、まち及び自然が響きあうあつぎの文化芸術を創造」 することを規定している点です。(第1条) これは、「厚木市文化芸術振興プラン」の基本理念として定めています。
- (2) この条例の基本原則の一つに「文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体が連携し、協働して取り組まなければならない」ことを規定している点です。(第2条)

行政(市)だけで文化芸術の振興を図るものではなく、市民の皆様、文化芸術団体の方々とともに取り組むことにより、より一層文化芸術の振興を進めることができます。

(3) この条例の目的を実現するための施策等を規定している点です。 (第7条~第11条) この規定により、条例の実効性が高まります。

5 文化芸術振興条例の趣旨及び解説

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号。)の 趣旨にのっとり、文化芸術の振興に関する基本的な事項を定め、並びに市、市 民及び文化芸術団体の役割等を明らかにすることにより、人、まち及び自然が 響きあうあつぎの文化芸術を創造し、もって心豊かな市民生活と活力に満ちた 地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的を規定しています。

(解説)

- 1 厚木市自治基本条例の趣旨 自治の確立という自治基本条例の目的のほか、自治基本条例で規定する自治の基 本理念、基本原則などの全てをいいます。
- 2 「文化芸術に関する基本的な事項」とは、基本原則、基本計画、文化芸術の振興 に関する施策、文化芸術振興委員会などの必要な事項をいいます。
- 3 「市、市民及び文化芸術団体の役割等」とは、市の責務(第3条)、市民による文化芸術の継承及び創造(第4条)、文化芸術団体の役割(第5条)をいいます。 なお、この条例の「市民」とは、自治基本条例第3条第1項第1号に規定している市民をいいます。
- 4 「人、まち及び自然が響きあうあつぎ文化を創造する」とは、第9次総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画として、平成21年3月に策定した「厚木市文化芸術振興プラン」の基本理念であり、この条例の目的の一つです。

「人、まち、自然が響きあうあつぎ文化を創造する」の考え方 (厚木市文化芸術振興プランの抜粋)

文化芸術は、創造活動を行う個人や団体、そうした活動を支援する人々、 さらには鑑賞などを通じて創造活動の継続性を支える人が協働すること で成立します。

また、文化芸術は、興味のある市民の趣味・教養に限られるものではなく、まちの活性化や教育、福祉など、市の施策の多くに関連し、まちづくりに影響を与えるものです。

そして、文化芸術を通じた長期的なまちづくりの帰結として、まちのイメージが形成されます。それは、本市の持つ豊かな自然、風土や歴史の上に、市民の文化芸術活動の成果が蓄積して確立されるものです。

文化芸術は、このような環境の中で育まれるものであり、振興に当たっては、こうした人・まち・自然という3つの要素の調和が、視点として欠かせないものであり、響きあい、影響しあい、新たなあつぎの文化芸術を創造することを目的の一つとしています。

※ 厚木市自治基本条例関係条文(抜粋)

(目的)

第1条 この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市 民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するため の基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 厚木市内に居住する者
 - イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者
 - ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
 - エ 厚木市に対し納税の義務を負う者
 - (2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき 決定し、実施することをいう。
 - (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

- (5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。
- (6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。
- 第2章 自治の基本理念
- 第4条 自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 人と人との一葉を大切にする自治
 - (2) 協働による自治
 - (3) 自然の循環と<u>文化を大切にする自治</u> 第3章 自治の基本原則
- 第5条 市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。
 - (1) 市民自治の原則
 - ア自治の主体は、市民であること。
 - イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
 - ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。
 - (2) 参加及び協働の原則
 - ア市民のまちづくりへの参加を進めること。
 - イ 相互の活動への参加を広げること。
 - ウ 協働によるまちづくりを進めること。
 - (3) 情報共有の原則
 - ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。 イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。
 - (4) 説明責任の原則
 - ア相互に説明責任を果たすこと。
 - イ説明は、分かりやすいものであること。
 - (5) 自然共生及び文化継承の原則
 - ア自然との共生を図ること。
 - イ 文化の継承及び創造に努めること。

(基本原則)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、 又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」 という。)を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が大切に育まれ継承されるとともに、 多様で特色ある文化芸術が発展するよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)が連携し、及び協働して取り組まなければならない。

(趣旨)

本条は、文化芸術の振興に当たっての基本原則を規定しています。

(解説)

文化芸術の振興に当たって、次の4つの基本原則を定めています。

第1項について

文化芸術振興に当たっては、市民が鑑賞し、参加し(練習、発表、体験など)、 創造(新しいものを創り出すこと、創作、表現活動など)することができるような 環境の整備が図られなければならないこと。

第2項について

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う市民の自主性及び創造性を十分に尊重されなければならないこと。

第3項について

文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然や歴史、人々の英知により培われた 文化芸術が大切に育まれ、継承されるとともに、多様で特色ある文化芸術が発展 するよう配慮されなければならないこと。

第4項について

文化芸術の振興に当たっては、市、市民及び文化芸術団体が、それぞれの役割を理解した上で連携し、協働して取り組まなければならないこと。

※「文化芸術に関する活動」

文化芸術に関する活動 (文化芸術活動)とは、文化芸術を「鑑賞すること」「参加すること」「創造すること」「発信すること」「文化芸術を保存・保護すること」「文化芸術活動を支援すること」など幅広く捉えています。

(市の青務)

- 第3条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの とする。
- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川 県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(趣旨)

本条は、市の責務について規定しています。

(解説)

市の責務として、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定したものです。

また、市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国及び神奈川県その地方公共団体との連携に努めるものとします。

(市民による文化芸術の継承及び創造)

第4条 市民は、第2条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加 を通じて、文化芸術の継承及び創造の担い手となることができる。

(趣旨)

本条は、市民が文化芸術の継承及び創造の担い手となることができることを規定しています。

(解説)

自治基本条例において、自治の基本原則の一つに「文化の継承及び創造に努める こと」を定めています。文化芸術の継承及び創造の担い手は、市民でありますが、 これを強制したり、義務を課したりするものではありません。

したがいまして、本条は、市民が第2条に規定される基本原則の理解の下、文化芸術活動への参加を通じて、自らの意思で文化芸術の継承及び創造の担い手となることができるものとしています。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術団体は、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、 文化芸術活動に参加する市民との協働により、当該活動の充実に資するよう努 めるものとする。

(趣旨)

本条は、文化芸術団体の役割について規定しています。

(解説)

文化芸術活動を推進するため、文化芸術団体は自主的に取り組んでいますが、創造性(新しいものを創り出すこと)も文化芸術の振興を図るためには欠かせないものであり、そのことを明確にしています。また、文化芸術団体は、文化芸術活動に参加する市民と協働していくことで、充実した活動ができるように努めるものとしています。

※「文化芸術団体」とは、文化芸術活動を行う団体をいいます。

(基本計画)

- 第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策 定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

(趣旨)

本条は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため基本計画の策定を規定しています。

(解説)

文化芸術の振興に関する施策については、市民に対する文化芸術の鑑賞と発表の機会の提供などにとどまらず、幅広い施策と関連するもので総合的かつ計画的に推進していく必要があります。そのため、文化芸術の振興に関する基本計画を策定しなければならない義務規定としたものです。

この基本計画に基づき、具体的な事業を展開します。

また、基本計画を策定しようとするときは、第12条で規定する厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならないものとします。

(経過措置)

本市では、平成21年度から平成26年度までの計画期間とした「厚木市文化芸術振興プラン」を策定しており、「人・まち・自然が響きあうあつぎ文化を創造する」を基本理念として掲げ、3つの基本方針とその取組の方向を示し、様々な施策を展開しています。この「厚木市文化芸術振興プラン」の継続性を確保するとともに、実効性をより一層高めるために、「厚木市文化芸術振興プラン」を本条の基本計画とみなします。(制定後は、この条例に基づく基本計画として位置付けられます。)

(文化芸術の継承等)

第7条 市は、文化芸術の継承及び発展を図るため、伝統芸能等の後継者の育成 の支援その他の文化芸術が適切に保存され、又は活用されるために必要な施策 を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的を実現するための必要な施策として、文化芸術の継承等 について規定しています。

(解説)

先人から受け継がれてきた伝統芸能等の後継者の不足などに対応するため、その 育成の支援を行うとともに、その他の文化芸術が、将来にわたり保存され、又は活 用されるよう必要な施策を講じることにより、文化芸術の継承及び発展を図ります。

(市の自然等をいかした文化芸術の創造)

第8条 市は、特色ある文化芸術の創造を図るため、本市の豊かな自然、歴史、 風土等の文化資源をいかした取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的を実現するための必要な施策として、市の自然等をいかした文化芸術の創造について規定しています。

(解説)

豊かな自然は、最も重要な本市の文化資源の一つであり、それらの活用を図ることとは大切なことです。本市の自然、歴史、風土等の文化資源をいかした取組により、特色ある文化芸術の創造を図ります。

(創造的活動を行う者等の育成の支援)

第9条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、それを支える活動を行う 者等の育成を図るための環境整備、創造的活動の成果を発表する機会の提供そ の他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的を実現するための必要な施策として、創造的活動を行う者等の育成の支援について規定しています。

(解説)

文化芸術活動を行う市民の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならないという基本原則に基づき、市民が自由に幅広く活動ができるようにすることが必要です。そこで、創作のための環境整備や活動の成果を発表する機会を提供し、創造的活動を行う者、それを支える活動を行う者等の育成を図ります。

(市民の鑑賞等の機会の充実)

第10条 市は、市民が文化芸術を鑑賞し、又は市民自らが文化芸術活動を行うことができる機会の充実を図るため、文化芸術に関する公演、展示等の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的を実現するための必要な施策として、市民の鑑賞等の機 会の充実について規定しています。

(解説)

本市には、文化芸術活動拠点としては、文化会館や市民ギャラリーなどがあります。こうした文化施設は地域文化の拠点として、文化芸術の振興に大きな影響を与えています。そこで、公演、展示等を行う効果的な文化芸術活動の拠点整備等を行うことにより、市民が文化芸術を鑑賞し、市民自らが文化芸術活動を行うための機会の充実を図ります。

(文化芸術に関する情報の収集及び発信)

第11条 市は、文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体と協働してその情報を市内外に発信することにより、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の目的を実現するための必要な施策として、文化芸術に関する 情報の収集及び発信等について規定しています。

(解説)

市は文化芸術に関する情報を収集し、市民及び文化芸術団体との連携及び協働により、文化芸術に関する必要な情報を広報紙等の紙媒体のほか地域SNSやフェイスブックなど情報通信技術を活用して市内外に発信し、文化芸術を通じた交流が促進されるよう努めるものです。

(文化芸術振興委員会)

- 第12条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市文化芸術振興委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

本条は、文化芸術の振興を図るため、この条例の運用状況の点検等を行う仕組みとして、厚木市文化芸術振興委員会の設置について規定したものです。

(解説)

厚木市文化芸術振興委員会は、本条例の運用状況に関しての点検、その他として、 調査、審議等を行う機能を担うため、附属機関として設置するものです。

市長は、本条例の運用状況について、毎年度、委員会への報告を義務付けるとともに、委員会は、その運用状況について委員会の発意により、市長に対して意見を述べることができるものします。

なお、この条例の制定に併せ、厚木市文化芸術振興委員会規則を定めます。

(評価等)

第13条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例 の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(趣旨)

本条は、この条例の運用状況の評価、その結果の措置について規定したものです。

(解説)

市長は、この条例の運用状況について、文化芸術の振興を推進する観点から評価を行い、必要な措置を行うものです。

文化芸術を取り巻く環境は、変化していることもあり、条例で定めている内容と 実態が合わなくなることも考えられるため、定期的に評価を行い、条例の見直しも 含め、必要に応じた措置を行うことについて定めています。

※ 4年を超えない期間とした理由

自治基本条例第39条では、自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、自治基本条例の見直しを行うものと規定されております。

文化芸術振興条例は、自治基本条例の趣旨にのっとり制定するものでありますので、自治基本条例の見直し規定との整合を図り、「4年を超えない期間」としています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市 長が別に定める。

(趣旨)

本条は、この条例の施行について必要な事項の委任について規定したものです。

(解説)

本条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定めることを規定します。

יא ניו

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている厚木市文化芸術振興プランは、第 6条の規定により策定された基本計画とみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市 条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第62号を第63号とし、第61号の次に次の1号を加える。

(62) 文化芸術振興委員会の委員

第2条第1項中「第61号」を「第62号」に改め、同条第2項中「前条第62号」 を「前条第63号」に改める。

第3条中「第1条第62号」を「第1条第63号」に改める。

第5条第1項中「第62号」を「第63号」に改める。

第6条第1項第1号中「第61号」を「第62号」に改める。

別表に次のように加える。

62	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7, 800円

(厚木市芸術文化振興基金の一部改正)

4 厚木市芸術文化振興基金条例 (平成2年厚木市条例第1号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市文化芸術振興基金条例

第1条中「芸術文化の」を「文化芸術の」に、「厚木市芸術文化振興基金」 を「厚木市文化芸術振興基金」に改める。

第4条第1項中「芸術文化」を「文化芸術」に改める。

(調整規定)

5 この条例及び厚木市セーフコミュニティ推進条例(平成24年厚木市条例第18号)、厚木市子ども育成条例(平成24年厚木市条例第31号)又は厚木市観光振興条例(平成24年厚木市条例第33号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、厚木市セーフコミュニティ推進条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(解説)

- 1 この条例は、公布の日(平成24年12月25日)から施行します。第12条(委員会の設置)並びに附則第3項(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)及び第5項(調整規定)については、平成25年度4月1日から施行します。
- 2 経過措置して、平成21年3月に策定した「厚木市文化芸術振興プラン」は、第6 条(基本計画)としてみなし、「厚木市文化芸術振興プラン」の継続性を確保します。
- 3 附属機関(第12条厚木市文化芸術振興委員会)の設置に伴い、文化芸術振興委員会の委員の報酬額等を定めるため、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をします。
- 4 厚木市芸術文化振興基金条例については、本条例との整合性を図るため、「芸術 文化」から「文化芸術」に改める一部改正をします。
- 5 厚木市セーフコミュニティ推進条例、厚木市子ども育成条例及び厚木市観光振興 条例により附属機関が設置されることに伴い、それぞれの条例により平成 25 年 4 月1日に厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正され ますので、改正する順番を定めるための調整規定です。